

# 医療補助給付は、次の例のようになります



愛知花子さん

平成21年12月から平成22年11月まで、1年分をまとめて請求しようと思います。  
自己負担額は次の表のとおりですが、私の場合、給付額はどれくらいになりますか。

受診年月	窓口で支払った額			自己負担額の合計
	A病院	B医院	C薬局	
平成21年 12月	9,490		2,870	12,360
平成22年 4月	8,640	2,560	2,680	13,880
6月		2,730		2,730
9月		2,730		2,730
10月	4,350		1,560	5,910
11月	12,950	2,560	3,710	19,220
合計金額	35,430	10,580	10,820	56,830



事務局

愛知花子さんの医療補助の給付額は次のようになります。

☆平成22年8月末までの受診分は、旧制度（自己負担金額の8割を給付）が適用されます。

12月分の給付額は、9,888円です。

4月分の給付額は、11,104円です。

6月分の給付額は、2,184円です。

☆平成22年9月受診分からは、新制度（自己負担合計額から3,000円を控除した額の6割を給付）が適用されます。

9月分の給付額は、0円です。

10月分の給付額は、1,746円です。

11月分の給付額は、9,732円です。

☆愛知花子さんの通帳には、上記の給付額の合計34,654円から振込手数料を差し引いた金額を振り込みます。ただし、実際には診療点数を基にして計算されますので、上記金額と若干の誤差が生じる場合があります。

☆医療補助金請求の有効期間は、従来どおり受診後1年です。有効期間内であれば、上記例のように、制度が切り替わる8月までの分と9月からの分を分けていただくなくても、まとめて請求いただければ結構です。